

第12回「星合之代奨学基金」奨学生 募集要項

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
星合之代奨学基金

1. 助成目的

2014年12月、故・星合之代氏から遺贈された遺贈金により、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会内に「星合之代奨学基金」を設置した。

本奨学基金制度は、遺贈者の御遺志により、徳島県内の児童養護施設等の児童が高校卒業後に大学等へ進学する場合、学費や勉学に要する生活資金に対して助成を行うことにより、こどもたちの夢の実現及び社会的自立への支援、並びに児童福祉のより一層の向上を図ることを目的とする。

2. 助成対象

- (1) 徳島県内の児童養護施設等の児童で、高校を卒業後、2026年春に学校教育法に定める大学、短期大学、専門学校への入学を予定している者。
- (2) その中でも特に経済的援助を必要とし、向学心旺盛であり、予定年限での修学が十分可能な者。
- (3) 大学生、短大生、専門学校生で、5～10名程度以内。原則として他機関から奨学金を受けない者。(日本学生支援機構の奨学金のほか、雨宮児童福祉財団やJX-ENEOSの助成など一時的なもの、少額のものは併給可。※申請書には全てを記入のこと)
- (4) 原則として児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金を利用する者。
- (5) 原則として国の高等教育の修学支援新制度の授業料等減免の適用を受ける者。
- (6) 大学院等への進学を予定している奨学生(大学4年生次に再申請)

3. 助成方法

- (1) 原則として、入学金、授業料、住居費、生活費等(敷金・礼金・保証料含む)を助成する。年額60万円を限度とする。
- (2) 返済の義務はないが、奨学生は進学体験をつづるレポートの提出などを通じて、児童福祉向上の取り組みに協力すること。
- (3) 奨学金は出身施設等を通じて支給し、施設等は責任を持って奨学生の指導にあたること。

4. 助成期間

進学した各学校の1年次から最短の卒業年次まで。退学・休学・留年の際は、助成を打ち切る。但し、病気や事故などやむを得ない場合は事情を考慮する。

5. 申請に必要な書類

- (1) 施設長等の申請書
- (2) 本人申込書（児童本人の自筆のもの）
進学志望校が複数ある場合は第3志望校までを記入
- (3) 申請する児童本人が書いた作文
テーマ「私の夢」
※あなたが本奨学金を活用して学びたいこと、あなたの目標や夢をかなえるために進学後の学生生活で大切にしたいことは何ですか。自分の長所、性格、これまでの体験なども交えて、あなたらしい言葉で書いてください。
※市販の400字詰めA4版原稿用紙に1,200字以内で記入。
※児童本人の自筆に限り、Bか2Bの鉛筆で濃く書くこと（ワープロは不可）。
※施設側で作文指導はしないでください。
- (4) 成績表（学校長が発行するもの。開封及びコピー不可）
- (5) 入学志望校の案内書
学校・学科名、修学内容、所在地、授業料等学費が明記されている部分（コピー可）
※すでに推薦などで合格が決まっている人は合格通知書のコピー
- (6) 入所している施設のパンフレット1部（児童養護施設入所児童のみ）

6. 申請の締切

2026年1月30日（金）（当日消印有効）

7. 選考方法

- (1) 当会が委嘱する運営委員会で、作文・面接等による審査・選考を行い決定する。
- (2) 当会への審査結果及び審査理由等の問い合わせには対応できること。
- (3) 応募書類は返却しないが、関係法令及び本会の個人情報保護規程に則り適正に処理する。

8. 決定通知

2026年3月末までに、施設長等あてに選考の内定結果を通知する。
大学、短大、専門学校への入学をもって正式な給付決定とする。

9. 申請書類の提出先・問い合わせ

〒770-0943 徳島市中昭和町1-2

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 星合之代奨学基金担当
TEL:088-625-2040 FAX:088-656-1173